

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

### 1. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

### 2. 目標

- ・目標1: 令和12年3月までに、労働者が子どもの看護などのため半日有休で取得できる制度を周知する。
- ・目標2: 令和12年3月までに、育児・介護休業法に基づく育児休業等や産前産後休業などの制度を周知する。
- ・目標3: 令和12年3月までに、年次有給休暇の取得を促進する措置を実施する。
- ・目標4: 令和12年3月までに、男性労働者の育児休業等の取得状況を把握し、取得率を20%以上にする。
- ・目標5: 令和12年3月までに、フルタイム労働者の一人当たり各月ごとの法定時間外・法定休日労働時間の合計時間数を把握し、月平均30時間以内に抑える。

### 3. 取組内容

- ・周知活動: 令和12年3月までに、労働者に対して、看護休暇制度や育児・介護休業制度、産前産後休業制度についての説明会を実施し、周知を図る。
- ・教育研修: 令和12年3月までに、育児・介護休業制度の利用方法についての研修を定期的に行い、従業員の理解を促進する。
- ・有給休暇促進: 令和12年3月までに、有給休暇の取得を推奨し、従業員が積極的に有給休暇を取得できるよう支援する。
- ・男性育児休業促進: 令和12年3月までに、男性労働者が育児休業を取得しやすい環境を整え、育児休業の取得状況を定期的に把握する。
- ・労働時間管理: 令和12年3月までに、フルタイム労働者の月ごとの法定時間外・法定休日労働時間を把握し、適切な対策を講じることで労働時間の削減を図る。

この計画を実行することで、従業員の仕事と生活の両立を支援し、働きやすい職場環境を整えることを目指します。